

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院は、保険証を紐づけしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制（オンライン資格確認システム）を整備しております。

マイナンバーカードを利用し、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認システムにより取得した診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報等）を活用して診療を実施しています。
- 医療DXを通じて、質の高い医療が提供できるよう取り組んでいます。
- マイナ保険証の利用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しています。
- 医療費の内容が分かる明細書を無償で交付しております。

機能強化加算・地域包括診療加算に係る掲示について

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行っています。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じています。
- 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- 予防接種に係る相談に応じています。
- 介護支援専門員等相談員からの相談対応を行っています。
- かかりつけ医機能等、地域の医療機関は以下で検索できます。

医療情報ネット（ナビイ）

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

リフィル処方せん、長期投薬について

疾患や患者の状態に応じ、リフィル処方せんの発行や長期投薬の処方箋を発行することが可能です。ただし、急性期疾患や病状変化のある慢性疾患、処方制限のある薬剤の場合、対応できないことがあります。

一般名処方加算に係る掲示について

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

※長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から5年経過しているものなどの要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。